

島津さんに連帯！報告集会を開催！

5月17日、島津さんの第1回の労働審判が行われました。JR東海労新幹線関西地本は、この審判を受けて、島津さんに連帯する報告集会を開催しました。島津さんの報告によると、この労働審判で会社は、5月7日に答弁書を裁判所に提出していました。その中で、ボーナスカットの理由を何と18件も開示したのです。

労働審判ならば、全てが明らかになりますよ！

会社は、組合員のボーナスカットにおける苦情処理会議で、カット理由を代表的な事例として3点しか開示しませんでした。しかし会社は、労働審判では答弁書の中で、島津さんに対するボーナスカットを行った理由として、18件もの理由を開示してきたのです。

5月17日に行われた審判の中で、島津さんは「今後は苦情処理会議の中でも、このように理由を明らかにして下さい」と主張しました。島津さんの主張に審判員も頷いて会社にそうするように促しましたが、会社は頑なに拒んだことが報告されました。

会社は「減率適用は会社の専権事項、会社の裁量権が認められている。理由は本人が知っているはずだ」と1歩も譲りませんでした。会社は「答弁書」の中でも展開している、「賃金規定や就業規則において、減率適用された社員各人に対して、減率適用されたことやその理由を説明しなければならないとの規定はなく、減率の事実、各人の諸給与振込通知書を見れば分かるものである」という主張を繰り返したのです。

このように労働組合を相手にしないというこの姿勢こそが、根本的に問題なのです！

今回、労働審判を申し立てることによって、会社の不当極まりない、恣意的なボーナスカットの理由が明らかになりました。

私たち東海労新幹線関西地本は、会社による不当なボーナスカットを許さないために、今後も闘いつづけます！



(大阪地裁前で)



(報告する島津副分会長)